

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 19 回定例
1 月 10 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 1 月 10 日に教育委員会第 19 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 30 年 1 月 10 日（水） 開会 13 時 15 分
閉会 14 時 35 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 渡 邊 靖 乃
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏

事務局（説明員） 鈴 木 一 吉 教育次長
松 井 和 子 教育監
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長
福永 秀 樹 理事兼健康体育課長
赤堀 健 之 教育政策課長
増田 三保子 人権教育推進室長
木野 雅 弘 財務課長
南谷 高 久 福利課長
宮崎 文 秀 義務教育課長
小野田 裕 之 高校教育課長
山崎 勝 之 特別支援教育課長
山本 知 成 社会教育課長
赤石 達 彦 文化財保護課長
石川 誠 静岡教育事務所長
山田 泰 巳 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
塩崎 克 幸 総合教育センター所長
大石 正 佳 教育総務課人事班長
天野 和 博 教育総務課人事班教育主幹

4 その他

- (1) 第 33 号議案は原案の一部を修正して可決した。34 号議案は原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。10 月 17 日、11 月 6 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので、朗読は省略する。今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 34 号議案は表彰に関する被表彰者の審議案件であるため、非公開
としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、第 34 号議案は非公開とする。議案の審議に先立ちまして、
12 月 21 日より静岡県教育委員に任命された伊東幸宏委員より御挨拶が
あります。それでは伊東委員お願いします。
- 伊 東 委 員： 伊東幸宏でございます。よろしく申し上げます。私は昨年 3 月末まで
静岡大学にいまして、ずっと学校にはいたんですが高等教育しか知ら
ない。初等中等教育に関しては自分自身、携わった経験はございませ
ん。そういった意味で教育委員会の仕事で初等中等教育の方を勉強さ
せてもらえればと思っております。ただ大学でも私が学長の最後の頃は
大学改革ということが大きなテーマであった。大学改革というのは、
大学教育と高等学校の教育とその接続点である入試の三位一体の改革
が元々の位置付けで、大学教育を考えるに当たっても初等中等教育課ら
の流れをきちんと捉えていかなければいけない。逆に大学の方から初
等中等教育の方にこうあってほしいという議論もたくさん出てきてい
るところである。そういったことも経験に基づいてお話ができればと
思います。私の専門であるが、専門を辞めてしまったのもだいぶ昔の
話であるが、情報工学が専門でして人工知能とかをやったのですが、
人工知能だけだと流行らない分野であったので論文がなかなかかけな
いということで A I、人工知能を、I T を教育に活用するという研究
をやっていました。教育情報システム学会とか、教育工学会とか、そ
ういったところでも何本か論文をかいたりしていました。そういった
ことで I T の教育への活用は私自身関心があるところですが、そうい
った分野でも貢献できればと思っております。よろしく申し上げます。
- 教 育 長： ありがとうございます。伊東委員がおっしゃられるように A I、I T
関連は非常に強いということで元々ご専門でもある。私も当時、静岡
県立大学にいて、お互い学長同士話もよくしましたし、そういった間
柄なものですから、非常に気さくな方で先ほど教育長室でお食事もし
たのですが、話題も多くあった。是非今後ともよろしく申し上げます。

第 33 号議案 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針の改定

- 教 育 長： 第 33 号議案「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針の改定」
について、増田人権教育推進室長より説明願う。
- 人権教育推進室長： <議案についての説明>
- 教 育 長： お手元に静岡県のいじめの現状についてまとめたものを配付してある。
伊東委員は初めてなので説明する。いじめ自体については先ほど人権
教育推進室長から説明があったとおりで、静岡県はいじめの認知件数
は全国で 21 位である。平成 22 年度から 28 年度の数値がまとめてある

が、増えてきている状況にある。ただし中身の精査が必要であって単純に増えているから大変だということではない。いじめに対する定義も厳密になってきたということもある。いずれにしても小学校で 4,893 件、中学校が 2,854 件、合計で 7,547 件あり、小学校で 82.6 パーセント中学校では 79 パーセントが解消された。公立高校の認知件数が 99 件で 86 件が解消している。また特別支援学校もあり、そのデータもここに示してある。全国との比較も次ページに示してあり、静岡県は認知件数が全国で 21 位となっている。決して多くはないが少なくもない。出来るだけいじめを減らして快適な学校生活を過ごしてほしい。こういったことも含めて国の方針改定もあり、今回、本県のいじめ防止等の基本的な方針の改定を行う。質疑等はあるか。

藤井委員： スタートラインが「認知」ということをかなり強調した方針となっているが、スタートラインは「認知」ではなく、本質的にいじめはどうして起こるのか、というところにあると思う。各論では施策を講じているが対症療法でなく、本質的な解決に繋がるような部分に切り込んでいく必要があると思う。その視点、その角度から見つめる部分がこの方針では見えてこない。その点をしっかりやった方がよいと思う。いじめは学校だけでなく社会のいたるところにもある。どの程度をいじめと認知するのかということもあるが、問題になるようないじめがどうして起こるのか、ということがスタートラインだと思うので、そこから考察していく必要性がある。

教育長： いじめの定義、いじめを社会の問題として捉えていかなければならない。あまり小さくやるといじめはなかなか無くならない。最終的には静岡方式でもいいので作って発信し、快適な学校生活を送ってほしいという御意見かと思うが他に質疑はあるか。

渡邊委員： 藤井委員の御意見について、これまでどういった場合にいじめてしまうのか、あるいはいじめられている子が心を開くことが出来なくて、いじめられていることを明らかに出来ない状況であるとかが起きてきていたと思うが、そういった積み重ねがあると思う。そういった事例の解析に努めるようなことは、早期発見早期対応の中に含まれていると考えてよいのか。

人権教育推進室長： 御指摘のようにいじめを認知する前にいじめが起らないようにすること。また、なぜいじめが起こってしまったのかを分析することは必要だと感じている。配付した A3 版資料の 9 ページに「いじめ防止のための要因分析」について示してある。今回の方針に関しては教職員の資質向上の中に「事例をもとに事案対処する」ことで事例を大切にするという項目を入れた。

渡邊委員： 事例を元に対処するということか。

人権教育推進室長： そうである。事例、事案を大切にしていこうということである。

渡邊委員： 事案対処に関して実際に起こった時の教職員の対応能力を図るところに特化されている感じではあるが、実際にいじめが起らない

ための下準備として、家庭や地域が未然に防ぐためにできることがあるということがもう少し前面に出てくると、「子どものことでしょ」という扱いをされなくて済むのではないかと思う。その点に関しては以前も意見として伝えたと思うが、子どもたちがいじめを起こしてしまう前段階として、家庭の中でのいろんなことや、地域で自分達のことを大人が見ている時の状況、子どもたちが家庭や地域でおかれた状況の中で学習することなく「大人がそうやっているからいいんだ」と思って行動していることがいじめに繋がってくる場合もあるので、子どもを取り巻く大人全員が自分の行動に責任を持たなければならないというところまで啓発につなげることができれば、全ての県民が「自分のこと」だと思いうところまでつながると思う。この方針が子どもに限るということであればこれでもよいが、啓発段階で子どもの周りにいる全ての大人が自分の行動に責任を持つべきだということをやうまく伝えられる工夫が必要であると感じた。

人権教育推進室長： 方針の本文4ページをご覧ください。これは新たに改定したというものではない。いじめの未然防止に向けて家庭・地域・学校が様々な場面で役割を果たそうということを示してある。また、5ページにはいじめをみんなで見逃さないようにしようということが示してある。委員協議会で分かり難いところのご指摘があったので表にして見やすくした。渡邊委員がご指摘したようにいじめの環境となるような大人たちの言動に対する啓発について、誰もが尊重される人間であることを方針を周知していくと同時に研修会でやっていく。

渡 邊 委 員： 年度当初にこの啓発のパンフレットが配布されている。このパンフレットは保護者に配布しているのでも、可能であれば地域活動に参加する方々にも伝えることができたらい。少し広げた啓発を心がけてほしい。

藤 井 委 員： 対症療法で対策を立てて改善していくこと自体に異論はないが、そこに至る以前の体質的な部分への切り込みが必要である。要するに心の幅が狭い、了見が狭い、異なる価値観を一切受け付けない、または理解できない、そういった背景があつていじめは起こると思う。したがって教育そのものの中にいじめという切り口ではなく、多様性ということに重きを置いた指導をすることによって、いじめが減少していくのではないかと思う。その部分に切り込んでいく考え方がこの方針にはほとんど見えてこない。こういったことは静岡県に限ったことではないと思うが、静岡県の教育に携わる者としてその部分に切り込んでいく必要があると考える。言うのは簡単でどのようにやるかは難しいことはわかるが、いじめの本質を学校で教える先生たちがしっかり理解をして教育現場で実践していくという考え方が必要である。

教育総務課長： 本年度、本県ではいじめ対策を「人権教育推進室」が担当しているが、昨年度までは高校教育課が担当していた。人権を尊重する心を育む中でいじめを考えていくという考えで人権教育推進室が担当していると

いう経緯がある。事務局としても人権教育の中でいじめ対策が動いていくとよいと思っている。

渡 邊 委 員： 人権教育について三島市での事例であるが、LINEやインターネットを使ったいじめが増えている中で、そういったSNSを間違った使い方をしないようにしましょうと啓発して各学校を廻っているグループがある。その方たちは人権委員と一緒に単なるスマートフォンの使い方だけでなく、そこに人権意識を組み合わせた啓発をしている。県内の他の団体で同じ様な活動をしている場合は参考にしてほしい。

藤 井 委 員： いじめが起こっている場合、その周辺にいじめを受けている人間、いじめをしている人間の居場所、心の拠りどころがしっかり整備されている状況は非常に重要だと思うが、この方針にはそういった部分の対策が含まれているのか。

人権教育推進室長： 多様性や心の拠りどころについてである。3ページの2、いじめの理解というところに「いじめた」「いじめられた」という2者ではなく、傍観者ということも問題である。どの子にも居場所があるという理解で、3の基本的な考え方ではいじめが起こり難い人間関係を作り上げていくということを記載している。10ページをご覧いただきたい。ご指摘のとおりいじめの未然防止は大切で、道德教育の推進や子どもの自主的活動の場の設定、一人ひとり多様性があるということで今回新しく配慮を要する児童生徒の支援ということで記載した。

伊 東 委 員： 藤井委員が話した多様性とは、社会的弱者へのいたわりでなく、「多様で当たり前なんだ」、ということである。

藤 井 委 員： その通りである。

伊 東 委 員： 「バラバラで当たり前なんだ」、という概念を早くから持たせなければいけないのではということだと思う。配慮を要するということを出ししてそこに配慮するのではなく、人間バラバラで当たり前なんだということをもっと素直にやればよい。

藤 井 委 員： 今までの教育現場での価値観は全てが均一で当たり前だという考え方が強かったと思う。そこから少しでもはみ出たり、奇想な発言をしたりした人がすぐはじき出されてしまう環境、それが教育現場にはびこっていると思う。そういった現状が多様性を理解しないことになって、いじめにつながる要素が多く存在すると考えている。教育現場でそれを認識して教育にあたることが重要であって、この方針にその対策が盛り込まれていないことに不足感がある。

人権教育推進室長： 御指摘のとおりである。人権教育をやっていく上で、他を認められない、違いを認められないということが全ての人権問題に繋がっていることを実感しているので、3ページに多様性を認めることについて盛り込むことを検討する。

教育総務課長： そのようなダイバーシティ的な考え方は、人権教育推進室がやってきていることである。制度の問題や外国人、外国籍のことは正に取り組

んできているところである。

藤井委員： 人権の意味が大きすぎていじめと直結しないが、そういった趣旨で取り組んでいるのであればいじめ対策の部署は人権教育推進室でも構わない。

教育政策課長： 藤井委員の御指摘された多様性という言葉が直接的にこの方針に明記されていないが、例えば4ページに「互いを尊重する感覚」とか、それに近い表現を使っている箇所はある。

藤井委員： 多様性という言葉を使いなさいということではない。教育現場においてしっかりとそのことが浸透している状態、これを作り出すことがいじめの未然防止に繋がる可能性が相当高いと考えている。逆をいえばそういった教育が本当に出来ているのか。

教育政策課長： 他を認めるという考え方を育んでいくことは重要だと考えている。そういったことがもっと表れるようにする。

藤井委員： 文面ではない。現場でそれが実行されることが重要である。

教育監： いろんな場面でそういったことが重要だと伝えていかなければならない。

渡邊委員： バラバラであることが当たり前となるには、社会で生きる人達が知識を高める努力をしていかないといけない。そういったことを思う機会が先日あった。LGBTに関しての研修会を12月にPTAで開催した。その時のアンケートを分析すると先生たちの言っていることは分かるし、そういった立場の人をそのようにしてはならないと頭では理解できるが、そういったセクシャリティを認められない自分がいるという感想をおっしゃる方が相当数いた。よって、この問題は今ここでやる、ということではなく、社会教育や生涯学習の中で少しずつ浸透させて社会全体で対応していくことが必要だと思う。ここに書き表せないいじめの原因が社会にはたくさんある。この方針に書ききれなかったことを今後の啓発の中でいかにわかりやすく伝えていくということが肝になってくると思う。

教育政策課長： 御意見のあった部分は検討する。

教育長： 御意見のあった部分を考慮して修正できる部分は修正するということがよいか。

藤井委員： 生徒に対する働きかけも当然ではあるが保護者や家庭、先生、もっといえ社会全体への働きかけがもっと必要である。先生自体がいじめの原因を作る教育をしている場合もある。厳しくいうとそういった場面も否定はできない。

教育長： 保護者へはなかなか言い難い。PTAで中心となる方々に啓発してもらおうほうが良い。

渡邊委員： 2月や5月はPTAの総会等が開かれる時期である。そういった場でバラバラであることが当たり前の社会を作るのは一人ひとりだということ伝えることができれば少しは前進したかなと思う。

教育監： 入学式等で保護者が集まったときに説明することも必要である。

渡 邊 委 員： 学校側でもサポート体制が整っていることを伝えることで両方でサポートができる。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 御意見があった点を踏まえ、本案を修正して可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 33 号議案の原案修正して可決する。

報告事項 2 監査結果に関する報告

教 育 長： 報告事項 1 「監査結果に関する報告」について、木野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。静岡県の子どもたちの体力もいまひとつという印象であるが、色々と対策は講じており、ボール投げの成績も上がってきている。静岡県は冬も外で運動が出来るので体力はあるのかと思った。川勝知事もスポーツに力を入れている中でいい方向に進むのではないかと思う。不祥事もいくつか続いており申し訳ない。

教育総務課長： 個別の交通違反と全体の教職員の不祥事根絶への取組を今回、監査委員には報告したところである。1月末にコンプライアンス委員会を開催するので、来年度のコンプライアンス対策を次回の委員協議会で協議したいと考えている。そこで教育委員としての御意見をいただきたいと考えている。よって、今回は措置状況の報告となる。

藤 井 委 員： 交通違反の発生に対する措置状況として、「交通事故削減のための e ラーニング研修の受講を呼びかけています。」とあるが、呼びかけることは簡単である。実際の受講状況はどのようになっているのか。

教育総務課長： 受講率は7割程度である。

藤 井 委 員： その程度の受講率なのか。100 パーセント受講率が本来の姿ではないのか。

教育総務課長： 御指摘のとおり 100 パーセントの受講率を求めている。e ラーニングは学校の教職員の空いている時間にパソコンで行うようなシステムをとっている。各学校の校長には受講率が 100 パーセントとなるよう働きかけているところである。この e ラーニングは月ごとにプログラムが更新されていく。前月のプログラムは消滅することなく蓄積されていくので、1 回 10 分程度で受講できる量であるが、まとめて3か月分を受講することもできる。年度末に向けて受講を促していくが、現状の受講率はこの程度である。私も危機感を持っており、全教職員あてに流しているコンプライアンス通信で、この e ラーニングを受講せずに万が一事故や違反をした場合は、コンプライアンス意識の低い職員とみなされて、懲戒処分の検討対象となるというニュアンスの文章を入れて受講を促した。受講率の高い学校は 95 パーセント程度で低い学校は 50 パーセント程度

である。

藤井委員： 根絶を目標としているのに、システムを使ってその受講率が7割程度ということでは、その意識が低いことを宣伝しているようなものである。

渡邊委員： 教職員サポートルームの相談件数はどういった状況か。

福利課長： 採用2年目の職員に対して悉皆で実施しており、本年度からは教員だけでなく行政職、栄養職員、養護教諭、技能員と全ての職種を対象として実施している。それ以外にも学校から希望があった場合は対応している。昨年度は600人強、本年度の計画では700人程度を実施する予定で現在取り組んでいる。

渡邊委員： 先生方は一生懸命やりすぎて事案を起こしてしまうという傾向があるので、ストレス解消ができる体制を整えてほしい。体力向上の件であるが、静岡県の小学生男子は他県と比較して体格が小さかったと思う。

健康体育課長： 身長も体重も小さい。

渡邊委員： 中学生での体力検査の結果はそんなに悪くないと思うがどうか。

健康体育課長： 中学でも少し下回る。

教育長： 女子は良かったと思うがどうか。

健康体育課長： 女子も少しであるが身長、体重ともに下回っている。

渡邊委員： 中学生になってからの体力テストの成績はどのようになっているのか。

健康体育課長： 女子は全国平均を上回っている。男子は握力以外は全国平均を上回っている。

渡邊委員： そういった状況を監査委員にも伝えた方がよい。

健康体育課長： 監査委員には伝えてある。

渡邊委員： 学校で一生懸命やっていることは分かるが、幼少期に運動機会が減っていることが心配である。物心ついた時からスマホで遊んでいたり、両親が忙しかったりして、外で遊ばせるよりは家の中でおとなしくしておいてほしいという傾向もあるやに聞いているので、家庭や地域で子どもにやらせてあげることが同時に啓発することで小学校に入ってからボール投げや駆けっこをする土台作りとなると思う。幼少期の運動習慣が付くような働きかけもやってみてはどうかと思う。

健康体育課長： 運動をする子とそうでない子の二極化が進んでいることは認識している。その点はスポーツ局が所管するスポーツ推進計画の中に対策が盛り込まれてくる。また、親子運動プログラムもできており、その啓発も行っている。

渡邊委員： 体力はこの数値の上がった下がったではなく、一生健康な体作りのために必要だということが伝わるとより本気で取り組まなければならないことだと分かると思う。

教育監： 幼児教育の段階で親子で一緒に、しかも遊びながら運動をすることが大切である。親子運動プログラムについて下敷きのようなカードを作成し、数年前は1歳児検診時に配布したり、幼稚園や保育園に配布した。御意見のあったように幼少期から体を動かすことを厭わない子を

育てることは大事であると認識している。

教 育 長： 他に質疑はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第34号議案 平成29年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰者の決定

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成29年度第18回教育委員会定例会を閉会とする。